

# 虐待防止のための指針

児童発達支援事業所  
アイビーキッズ

2023年9月1日

HITOWAキッズライフ株式会社

| 日時        | 適用開始日    | 概要                   |
|-----------|----------|----------------------|
| 2023/6/30 | 2023/9/1 | 保育 虐待対応ハンドブックより分離・作成 |

## 目次

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方                   | P.4 |
| 2. 虐待の定義                                    | P.4 |
| 3. 虐待防止委員会に関する事項                            | P.5 |
| 4. 虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本指針                   | P.5 |
| 5. 虐待またはその疑い（以下虐待等）が発生した場合の<br>対応方法に関する基本方針 | P.5 |
| 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項                 | P.6 |
| 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項                       | P.6 |
| 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項                    | P.6 |
| 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項                      | P.6 |

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

HITOWA キッズライフ株式会社が運営する児童発達支援事業所では、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2. 虐待の定義

虐待に該当する次に示す行為のいずれも行いません。

### (1) 児童虐待防止法における虐待

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (2) 障害者虐待防止法における虐待

| 区分    | 内容と具体例                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。<br>【具体的な例】<br>・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどや打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）                                                                                        |
| 性的虐待  | 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）<br>【具体的な例】<br>・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする<br>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる<br>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する                                                                                                                                          |
| 心理的虐待 | 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。<br>【具体的な例】<br>・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる<br>・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする<br>・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する                                                                                                                                                      |
| ネグレクト | 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。<br>【具体的な例】<br>・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している<br>・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題<br>・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる<br>・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する |

厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業／障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、障害児通所 事業所・障害児入所施設における事故検証について「報告書」より抜粋（令和2年3月 一般社団法人 日本子ども虐待防止学会）

#### （参考）【マルトリートメント】

諸外国では、「マルトリートメント」という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。

### 3. 虐待防止委員会に関する事項

---

#### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止及び身体拘束防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。児童虐待防止法、及び障害者虐待防止法の趣旨に則り、児童発達支援事業所アイビーキッズ利用者の生活と自立を妨げることをないよう、虐待防止を図ることを目的として設置します。

#### (2) 委員会の構成

委員会の責任者は施設開発課責任者が担い、支援員として各事業所の虐待防止責任者（施設長）を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は、責任者が必要な都度招集します。（年1回以上）

##### 【委員会の議題】

- ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### (3) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は施設開発課責任者が行い責任者は施設長とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為のスタッフに対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報しなければならない。

### 4. 虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本指針

---

- (1) スタッフに対する虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は年1回以上行います。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施要項、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 5. 虐待またはその疑い（以下虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

---

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに委員会責任者および都、県、自治体に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者がスタッフであったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、委員会責任者が法人の事業責任者と相談のうえ厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、都、県、自治体、及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

---

- (1) 職員等がほかの職員等による利用者への虐待を発見した場合、施設長に報告します。  
虐待者が施設長本人であった場合は、委員会責任者に相談します。
- (2) 報告を受けた施設長は速やかに市区町村に報告するとともに、市区町村と連携して事実確認を時系列で整理します。
- (3) 事実確認後、虐待などの事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。
- (4) 定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集します。
- (5) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

---

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行ったものである場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、該当者に不利益が生じないように細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

---

利用者及びその家族などはいつでも本指針を閲覧することができます。  
また、法人の当施設ホームページサイトにおいても、いつでも自由に閲覧が可能な状態とします。

## 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

---

「4. 虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本指針」に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や障害福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上させるように常に研鑽を図ります。

## 附則

この指針は、令和5年9月1日より施行する。

### 虐待防止及び身体拘束防止委員会（以下「委員会」）の構成と役割

| 構 成                                | 役 割                                           |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 委員会の責任者                            | 管理者（施設開発課責任者）                                 |
| 虐待防止対策の担当者                         | 各事業所の施設長                                      |
| 各担当スタッフのチェック<br>リスト実施、事例の報告・<br>分析 | 各事業所の施設長                                      |
| 必要に応じて<br>第三者、専門家                  | 必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、<br>地域包括支援センター或いは行政の担当者等 |